

様式第1号（第5条関係）

会議概要

会議の名称	令和7年度第2回久喜市防災会議
開催年月日	令和8年3月11日 水曜日
開始・終了時刻	午前10時00分から午前10時40分
開催場所	久喜市役所 4階 大会議室
議長氏名	久喜市防災会議会長 久喜市長 梅田修一
出席委員（者）氏名	梅田 修一、松下 直史、飯野 光則（代理出席：村山 啓）、岸 幹夫、田中 良知（代理出席：木野 陽子）、吉田 有紀彦、松本 和也、田島 慶一（代理出席：清水 由昭）、佐藤 則明（代理出席：河元 威徳）、酒巻 康至、渡辺 文勝、関口 康好、関根 義寛、小澤 敦子、川名 健一、岡田 秀之、真坂 八重子、尾崎 弘章、島田 満、小沢 亮二、神谷 久孝、中山 浩二、野川 和男、柿沼 光夫、福田 哲也（代理出席：鈴木 慎治）、吉田 幹男、小池 哲哉（代理出席：北條 裕之）、内山 雄史、伊東 哲也、福井 功二郎、玉川 守、坂本 望、野口 扶美恵、榎本 恭子、阪本 勉、木村 晃
欠席委員（者）氏名	隅藏 雄一郎、津田 恵子、畑野 雅之、竹村 光生、田口 智一、関谷 栄、満木 祐子
説明者の職氏名	佐藤担当主査
事務局職員職氏名	日高市長公室副室長、岡野危機管理課長、宮本危機管理監、阿部危機管理係長、佐藤担当主査、小林担当主査
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）久喜市地域防災計画（案）について （2）その他 4 閉会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度第2回久喜市防災会議次第 ・ 資料1 久喜市地域防災計画の改訂概要（令和7年度） ・ 資料2 久喜市地域防災計画改訂の経過 ・ 資料3 市民意見提出制度（パブリック・コメント）実施結果 ・ 資料4 久喜市地域防災計画（案）新旧対照表 ・ 資料5 久喜市地域防災計画 ・ 資料6 久喜市防災会議条例 ・ 資料7 久喜市防災会議委員名簿
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

【司会（危機管理課長）】

皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から、久喜市防災会議を開催いたします。

私は、本日の司会を努めさせていただきます、危機管理課長の岡野でございます。よろしくをお願いいたします。

はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

全部で8点となります。

まず、本日の会議次第でございます。

次に、「資料1久喜市地域防災計画の改訂概要（令和7年度）」でございます。

次に、「資料2久喜市地域防災計画改訂の経過」でございます。

次に、「資料3市民意見提出制度（パブリック・コメント）実施結果」でございます。

次に、「資料4久喜市地域防災計画（案）新旧対照表」でございます。

次に、「資料5久喜市地域防災計画」でございます。

なお、資料5の計画は、ページ数が膨大であるため、本日の資料配布は省略させていただきます。大変恐縮ではございますが、配布資料に記載のQRコード読み込み等により、本市ホームページ掲載の計画をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、インターネットによるご確認が難しい方は、書面により配布させていただきますので、後ほど事務局までお申し出ください。

次に、「資料6久喜市防災会議条例」でございます。

最後に、「資料7久喜市防災会議委員名簿」の合計8点でございます。

ご確認いただき、お手元がない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

～ な し ～

ありがとうございます。

続きまして、本日の会議の取り扱いについて、事前に、ご了承いただきたいことがございます。

久喜市では、審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして、会議は原則公開としておりますので、本日の防災会議も公開とさせていただきますと存じます。

また、会議録につきましては全文記録方式となりますので、会議録作成のための録音並びに写真撮影をさせていただきますと存じます。

なお、公開に基づく傍聴人数の上限を10人とさせていただきます。

お配りした会議資料については、会議録とともに、ホームページ等において公開させていただきます。「資料7久喜市防災会議委員名簿」につきましても公開の対象となりますので、ご了承ください。

以上のような取り扱いにさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか？

(委員承認) ～「はい」という声あり～

ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

はじめに、久喜市防災会議会長であります、梅田市長からごあいさつ申し上げます。

会長お願いいたします。

【会長（市長）】

皆様、こんにちは。

久喜市防災会議の会長を務めさせていただいております、久喜市長の梅田修一でございます。

委員の皆様には、日頃から本市防災行政の推進について、多大なるご理解とご協力をいただいております、厚く御礼を申し上げます。大変お世話になっております。

また、本日3月11日は、東日本大震災の発生から15年の節目の日にあたります。

改めまして、震災で犠牲になられた方々に対し、深く哀悼の意を表します。

本市においては、震度5強の揺れを観測し、市内各地に建物や上下水道、道路の損壊の他、南栗橋地域の液状化現象など、甚大な被害が発生し、市民生活に重大な影響を及ぼしました。

こうした被害状況を踏まえ、本市は、国から「特定被災地方公共団体」及び「特定被災地域」に埼玉県内で唯一、指定を受けたところであります。発災直後から、防災関係機関並びに市民の皆様と一丸となって、復旧・復興に全力で取り組み、困難な状況を乗り越えてまいりました。

これらの教訓を決して風化させることなく、あらゆる災害に備え、市民の皆様が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが不可欠であると、災害対策の重要性を改めて認識しているところであります。

さて、この度の久喜市地域防災計画（案）は、令和7年5月に改訂された埼玉県地域防災計画との整合を図るため、必要な見直しを行うものであります。

委員の皆様には、事前に改訂内容をご確認いただき、ご意見を賜りましたことを、改めて御礼申し上げます。

本日は、皆様のご意見等を反映した計画（案）につきましても、ご審議をお願いすることとなります。それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただけたら幸いです。

結びに、本日、ご参会の皆様のみまますのご健勝並びにご活躍を心からご祈念し、開会にあたってのあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会（危機管理課長）】

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、会議に入らせていただきます。

会議の進行につきましては、久喜市防災会議条例第3条第3項において、「会長は、会務を総理する。」と規定されておりますので、会長の梅田市長にお願いします。

梅田市長、お願いいたします。

【会長(市長)】

はい。それでは、会長ということで、暫時、会議の進行をさせていただきます。

議事に入る前に会議録署名委員を指名させていただきます。会議録署名委員については、4号委員の中から2名を指名させていただいておりますので、今回は、渡辺委員、関口委員を指名いたします。

それでは、議事に移ります。

はじめに、(1)久喜市地域防災計画(案)につきまして、議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

【事務局（佐藤担当主査）】

皆様、改めまして、こんにちは。私は、危機管理課の佐藤と申します。

それでは、少しお時間をいただきますので、大変恐縮ではございますが、着座にてご説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、議題の「(1)久喜市地域防災計画(案)」について説明させていただきます。

はじめに、右上資料1と記載のあります、「久喜市地域防災計画の改訂概要(令和7年度)」をご覧ください。こちらは今回の改訂概要等をまとめたものでございます。

まず、項目1「久喜市地域防災計画の概要」でございます。

久喜市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害への予防対策、災害時の応急対応、災害後の復旧・復興に関する事項を定め、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とするものです。市の計画では、市や防災関係機関といった機関に加え、市民や自主防災組織、事業所など、市に関わるあらゆる主体が、目的を達成するために取り組むべきこと、役割などを予防計画、応急対策計画、復旧計画等の対応策として定めております。

この久喜市防災会議は、災害対策基本法第16条に基づき設置され、久喜市防災会議条例第2条の規定により、久喜市地域防災計画の作成等を行います。そうしたことから、この度は、市の計画の改訂についてご意見をいただいたものでございます。

なお、市の計画は、直近では令和7年3月に、市の組織機構改革に伴い改訂を行っています。その後、令和7年5月に埼玉県地域防災計画が改訂されたものでございま

して、本市においても、上位計画である県の計画との整合を図るため、この度、市の計画の改訂を行うものでございます。

次に、項目2「主な改訂事項」でございます。

いずれも、上位計画である県の計画が改訂されたことによるものでございますが、はじめに項番「(1) 令和6年能登半島地震を踏まえた改訂」でございます。

なお、具体的な改訂箇所や内容は、後ほどご説明させていただきます。

概要といたしましては、まず、「①避難所環境の改善」でございます。

これまでも生活環境の向上のためのパーティション、簡易テント、簡易トイレ等を設置するなど、避難所に入所した避難者のプライバシーや生活環境の確保に努めることとしておりましたが、これを避難所開設当初から努めることとして明記するものでございます。

次に、項番「②避難所外避難者対策の強化」は、避難所に避難せず、車中泊避難や在宅避難をされる避難者に対し、物資の支援や被災者支援に係る情報を提供することなどを明記するものでございます。

次に、項番「③被災者支援の仕組みの整備への対応」は、被災者一人ひとりの状況等を把握した上で、関係団体と連携し、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する災害ケースマネジメントなどの被災者支援の体制・仕組みについて、検討することを明記するものでございます。

次に、項番「④上下水道施設の応急復旧対策の連携強化」は、水道の埋設管や浄水場、下水道や農業集落排水処理施設の排水管や処理場といったものは、それぞれの施設で個別に維持管理しているものでございますが、水の使用にあたっては上下水道一体となって使用するものでもございますので、被災した上下水道施設について、施設の機能を維持するために必要な情報共有を行いながら、連携して応急復旧対策を行うことを明記するものでございます。

次に、項番「(2) 関連する法令の改正を踏まえた改訂」でございます。

旧宅地造成等規制法が抜本的に改正され、令和5年5月26日付けで宅地造成及び特定盛土等規制法として施行されたことに伴い、改正法に規定されている県の既存盛土に対する詳細調査や経過観察、行政処分、撤去命令等の措置を行うことを明記するものでございます。

次に、**資料2**「久喜市地域防災計画改訂の経過」をご覧ください。こちらは、今回の計画（案）の作成にあたり、これまで取り組んでまいりました経過を簡単にまとめた図でございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和7年5月に、上位計画である埼玉県地域防災計画が改訂されました。

このため、上位計画である県の計画との整合を図るため、市の計画を改訂するにあたり、令和7年10月までに、事務局による素案を作成いたしました。

その後、①の防災会議委員の皆様への意見照会、②の埼玉県災害対策課への事前協議、③久喜市役所すべての所属所への意見照会を行い、資料記載のとおり合計で54

件のご意見を頂戴したところでございます。

このうち、反映すべきご意見を計画に反映し、令和7年12月までに案として作成いたしました。

この案により、令和8年1月から2月にかけて、市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施し、2名から合計で18件、ご意見をいただいたところでございます。パブリック・コメントによりご意見いただきました内容は、後ほどご説明させていただきますが、反映すべきご意見を計画に反映したものにより、本日この後、委員の皆様のご承認をいただきまして、改訂を決定させていただきたいと存じます。

次に、**資料3**、表題が「久喜市地域防災計画（案）に対する意見募集の実施結果」となっている資料をご覧ください。

こちらは、先ほどのパブリック・コメントにより市民の皆様からいただいた18件のご意見の概要と、それに対する市の考え方、計画（案）への反映方針を記載したものでございます。

すべてをご説明しますと多くの時間を要しますので、大変恐縮ではございますが、計画（案）へ反映した1件につきまして、抜粋してご説明させていただきます。

この**資料3**の中の、5ページから6ページにかけて記載しております、一番左の列に「10」と記載がある行をご覧ください。

こちらは、ご意見の概要にあるような、計画の中で特定の箇所を参照させる旨を記載している場合に、当該箇所の該当ページを併せて記載すると参照しやすい、というご意見をいただきました。こちらにつきましては、現在の計画の中でも参照先の該当ページの記載がある箇所とない箇所が混在しておりましたので、ご意見のとおり該当ページを併記するものとして、計画に反映したものでございます。

次に、**資料4**、久喜市地域防災計画の新旧対照表をご覧ください。

ページ数が多く大変恐縮ではございますが、今回の改訂に係る新旧対照表でございます。

この新旧対照表は、以前、委員の皆様へ依頼させていただき、ご意見等のありました内容に、埼玉県への事前協議、本市の全所属所への意見照会、また、パブリック・コメントの内容を加えたものとなっております。

なお、委員の皆様からのご意見等は、1名からいただき、ご意見のとおり反映させていただいております。

資料の見方ではございますが、緑色の項目の部分ではございますが、一番左の列が改訂後の計画の該当ページの番号、2列目が改訂前の現在の計画の記載内容、3列目が改訂後の計画（案）の記載内容、4列目が今回の改訂理由、一番右の列が**資料1**の改訂概要に係る番号でございます。

改訂箇所は赤字と下線で表記している箇所でございます。

大変恐縮ではございますが、改訂箇所が全部で522箇所あることから、主な改訂内容を抜粋して印刷させていただいております。時間の都合により、**資料1**の改訂概要に係る内容を順番にご説明させていただきます。

このため、説明の都合上、ご説明するページが前後することがありますが、ご了承くださいませ。

それでは、具体的な改訂箇所がございますが、まず、資料の6ページをご覧ください。この6ページ目の表の2行目、一番左の列に「136」と記載している箇所がございます。

改訂概要の(1)－①「避難所環境の改善」という項目がございますが、「避難所の運営」という項目がございまして、改訂前は、「避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。」と記載しておりました。

改訂後は、この取組みを具体的に記載するものとして、下線部の「あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成し、避難所開設当初からパーティションや簡易トイレを設置するなど、」という内容を、県の計画改訂に合わせて追記したものでございます。

次に、資料の9ページをご覧ください。資料9ページの表の3行目以降に、一番左の列に「139」と記載している箇所、ここから資料10ページの一番上の行の「139」と記載している箇所まででございます。

改訂概要の(1)－②「避難所外避難者対策」でございますが、計画の中に「やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮」という項目がございます。改訂前は、下線部のとおり車中泊の被災者に対する内容のみ記載していたものですが、県の計画改訂に合わせ、在宅避難者等と車中泊避難者に項目を小分けするとともに、それぞれに対して支援拠点が設置された場合の物資の支援や、被災者支援に係る情報の提供について、追記したものでございます。

次に、恐れ入りますが、資料の7ページにお戻りください。資料7ページ、表の1行目、一番左の列に「137」と記載している箇所がございます。

改訂概要の(1)－③「被災者支援の仕組みの整備への対応」でございます。こちらも先ほどの「避難所の運営」という項目の中に、更に「要配慮者や女性、性的少数者への配慮」という項目がございます。

改訂前は、災害ケースマネジメントに関する内容は記載がございませんでしたが、一番下の下線部の「被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。」という内容を、県の計画改訂に合わせて追記したものでございます。

なお、ここまでご説明した改訂概要の(1)－①から③までの内容は、本市の計画の第2編「風水害編」と、第4編「震災対策編」において、同様の改訂を行うものでございます。

次に、恐れ入りますが、資料の4ページにお戻りください。資料4ページの表の1

行目、一番左の列に「４７」と記載している箇所がございます。

こちらは、改訂概要の（１）－④「上下水道施設の応急復旧対策の連携強化」でございます。

こちらの箇所は、第１編「総則編」の中で、「ライフライン施設等の機能の確保」という項目がございます。改訂前は、中略の後でございますが、記載のとおり下水道に関する内容を特別に記載しておりましたが、上水道に関しては記載がございませんでした。

このため、下線部のとおり、上下水道施設について、発災後に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努める旨を、県の計画改訂に合わせ、追記するものでございます。

次に、資料の２６ページをご覧ください。資料の２６ページの表の一番下の行で、一番左の列に「４７１」と記載している箇所から、資料２８ページの表の１行目、一番左の列に「４７３」と記載している箇所まででございます。

先ほどご説明いたしました、上下水道一体となった対応に努める内容について、第４編「震災対策編」における応急対策の具体的な取組みの内容でございます。

元々、現在の計画におきましても、上水道と下水道に項目分けして計画に記載しているものではございますが、上下水道の応急対策にあたって、それぞれの施設の機能を維持するために、被害状況や応急対策時期等の必要な情報共有を上下それぞれで行いながら実施することについて、県の計画改訂に合わせて、追記するものでございます。

次に、恐れ入りますが、資料の１２ページにお戻りください。資料１２ページの表の一番下の行から、ちょっとページが長く続きますが、資料１５ページの表の下から２行目、一番左の列に「２９３」と記載している箇所まででございます。

こちらは、改訂概要の「（２）関連する法令の改正を踏まえた改訂」でございます。

こちらは、冒頭ご説明申し上げました旧宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法として抜本的に改正されたことに伴い、改正法に規定されている内容に合わせて、改訂するものでございます。

最後に、改訂概要に記載しているもの以外の改訂につきまして、一部ご説明させていただきます。

資料の２ページにお戻りください。

資料２ページの表の４行目、一番左の列に「４０」と記載している箇所でございますが、この箇所を含め、計画の中で新型コロナウイルス感染症に関する記載をしている箇所が複数ございます。

この感染症は、令和５年度に２類感染症から５類感染症に移行されたため、一般的な感染症対策として、計画の中から固有名詞等を削除するものでございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。資料3ページの表の1行目、一番左の列に「41」と記載している箇所でございます。

赤字下線部のとおり、食料の確保にあたって、多様なニーズ、メニューの種類、栄養バランス等を配慮することについて、県の計画改訂に合わせ、追記するものでございます。

次に、資料の11ページをご覧ください。資料11ページ、表の下から2行目、一番左の列に「193」と記載している箇所でございます。

避難所の運営にあたり、下線部のとおり、ペットなどの家庭動物の有無によるニーズの違いにより配慮に努めることについて、県の計画改訂に合わせ、追記するものでございます。

このほか、軽微な文言訂正による改訂につきましては、会長に一任させていただいておりますので、資料配布やご説明は、恐縮ですが割愛させていただきます。

ここまでが、簡単ではありますが、改訂箇所の一部のご説明でございます。

次に、**資料5**「久喜市地域防災計画」をご覧ください。

市の計画につきましては、現在の計画も市ホームページに掲載しております。

ページ数が700ページほどある膨大な資料でありますので、本日は資料配布は省略させていただいておりますが、先ほどご説明申し上げました**資料4**の新旧対照表の内容を全て反映させた計画につきましては、本日の会議により委員の皆様へ承認をいただきました後、3月末頃に改訂後の計画を掲載する予定でございます。

後日の公開となりますが、市ホームページにアクセスいただき、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

掲載ページには、資料記載のQRコードの読み込みや、サイトのアドレスなどからアクセスすることが可能でございます。

なお、これらによりご確認いただくことが難しい場合は、冒頭も申し上げました書面により配布させていただきますので、事務局である危機管理課までお申し出ください。

それでは、長くて申し訳ございませんでしたが、議題「(1)久喜市地域防災計画(案)について」の事務局からのご説明は、以上でございます。

【会長(市長)】

ただ今、事務局から「久喜市地域防災計画(案)について」の説明がありました。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等があったらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

【阪本委員】

ちょっとよろしいでしょうか。

【会長（市長）】

はい、では阪本委員どうぞ。

【阪本委員】

資料3の提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方で、例えば11番、防災会議7号委員に以下の者を追加という提案がされていると思うが、回答として、3団体へ委嘱することが可能な制度になっていると。可能な制度になっているのだけでも、委員にしていけないというのは、何か意図があるのでしょうか。

【事務局（佐藤担当主査）】

それでは、お答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、現在の条例の規定におきましては、ご意見のありました、この3団体の委員への委嘱につきましては可能な制度ではございますが、現状では委員については委嘱していないところでございます。

これにつきましては、今回の改訂におきまして、3団体へ委嘱すること自体は、関係団体と協議を行っている段階ではございませんので、現段階で入れることまでは考えていないところではございますけれども、今後検討することと考えております。

【阪本委員】

ありがとうございます。

【会長（市長）】

よろしいですか。他になければ承認をいただきたいですが、大丈夫ですか。阪本委員も大丈夫ですか。

【阪本委員】

同じく資料3の3番のところで、福祉避難所というのがあると思う。これがこういうのがあるよ、という説明がちゃんとあるのですが、要はこれが一般の避難所に入ってから必要に応じて福祉避難所をオープンして、そちらに移っていただくということになると思うのですが、そのことを避難所の最初の説明のところに書いていないので、そこを見た人は、「ああ、俺はここに行けばいいんだ」と思う人がいるかもわからない。

そのところを、もう少しよく分かるように、ページの場所が良くわからないけれど、427ページですか、そこを見て説明を読めば、そこじゃなくてまずは一般の避難所に行くんだということが分かるのですが、そこを読まないとならない。

一般、色んな人が読んでいますけれども、その分を忘れる可能性もありますよね。福祉避難所があることだけ覚えていると。早速向かっちゃおうという可能性もあ

るわけですよ。

だから、最初から空いていないということをきちんと分かるように書いておかないとまずいのではないかと、私も思います。

【会長（市長）】

はい、どうぞ。

【事務局（危機管理課長）】

はい、福祉避難所の開設についてのご質問かと思えます。

今回のですね、この地域防災計画の改訂につきましては、災害対策の基本的な考え方とか、対応の方針とか、そういったところを計画に記載するかたちになっております。

ご質問いただきました、具体的な周知の方法とか、そういったところはですね、今後、運用のマニュアルとか、各種のマニュアルの中で周知方法等は、この計画の改訂を受けて、マニュアルの見直しというのが必要というふうに思っております。

ただ一方で、現状、久喜市のホームページの方におきましても、福祉避難所の開設については、記載がございますので、ご確認をいただければと思っております。

【会長（市長）】

はい、阪本委員、どうですか。

【阪本委員】

そういうことで周知ができるとはちょっと思えないのですよ。周知ということになると、いろんな全ての場面で、全ての情報のところで書いておかないと私はまずいんじゃないかと思えます。

【会長（市長）】

はい、事務局。

【事務局（危機管理課長）】

はい、周知につきましてですけれども、どこがやるかという縦割りという話ではないのですけれども、福祉の支援班の方で整備している要援護者の支援台帳の方には、そういったものは予めどこに行くというのを決めているということになっておりますので、本当に真に福祉避難所が必要な方に対しては、周知がなされていると思っております。

【会長（市長）】

はい、阪本委員どうですか。

【阪本委員】

はい、ありがとうございます。

【会長（市長）】

他に、ご意見などはありますか。よろしいですか。

それでは、久喜市地域防災計画については、案のとおり改訂といたします。

事務局は、埼玉県への報告、公表等、事務作業をお願いします。

次に、議事「(2) その他」に移ります。

事務局からの説明願います。

【事務局（佐藤担当主査）】

はい、では引き続き事務局の佐藤の方から、ご説明申し上げます。

議事「(2) その他」につきまして、ご案内が2点ございます。

はじめに、今後の久喜市防災会議の予定でございます。

今回、議事の(1)において、委員の皆様にご今年度の地域防災計画の改訂についてご審議いただいたところでございますが、令和8年度、来年度におきましては、今年度に災害対策基本法や災害救助法などの関係法令が改正されたこと、また、防災気象情報の発令基準の改正などを受け、計画の改訂を予定しているところでございます。

このため、令和8年度におきましても、今年度と同様に、久喜市防災会議の開催を予定しておりますので、開催日等の詳細が決まり次第、追ってご連絡させていただきます。

次に、久喜市防災会議委員の選任でございます。

年度の切り替わりにあたりまして、人事異動等により委員の皆様にご異動があった場合は、委員の変更についてお届出をいただきたく存じます。今後、このことに関する依頼文を送付させていただきますので、関係団体の皆様には、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

議事「(2) その他」についてのご説明は、以上でございます。

【会長（市長）】

ただ今、事務局から「その他」についての説明がありました。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等は、よろしいですか。

～ な し ～

それでは、委員の皆様におかれましては、本市の地域防災計画の改訂にご協力いただきましてありがとうございました。

以上で、予定した議事について、終了といたします。

皆様方のご協力によりまして、円滑に議事を進めることができました。

これをもちまして、議長の任を解かさせていただきます。

ありがとうございました。

【司会（危機管理課長）】

ありがとうございました。

委員の皆様には大変お忙しいなか、久喜市防災会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、より一層のご指導、ご協力のほどをお願いいたします。

以上をもちまして、久喜市防災会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年3月19日

署名委員 関口 康好

署名委員 渡辺 文勝